

# 労働災害総合保険



### 1 1日あたり2,141人もの方が労働災害事故で被災されています。

#### 労働災害事故の被災者数\*

※政府労災保険新規受給者数

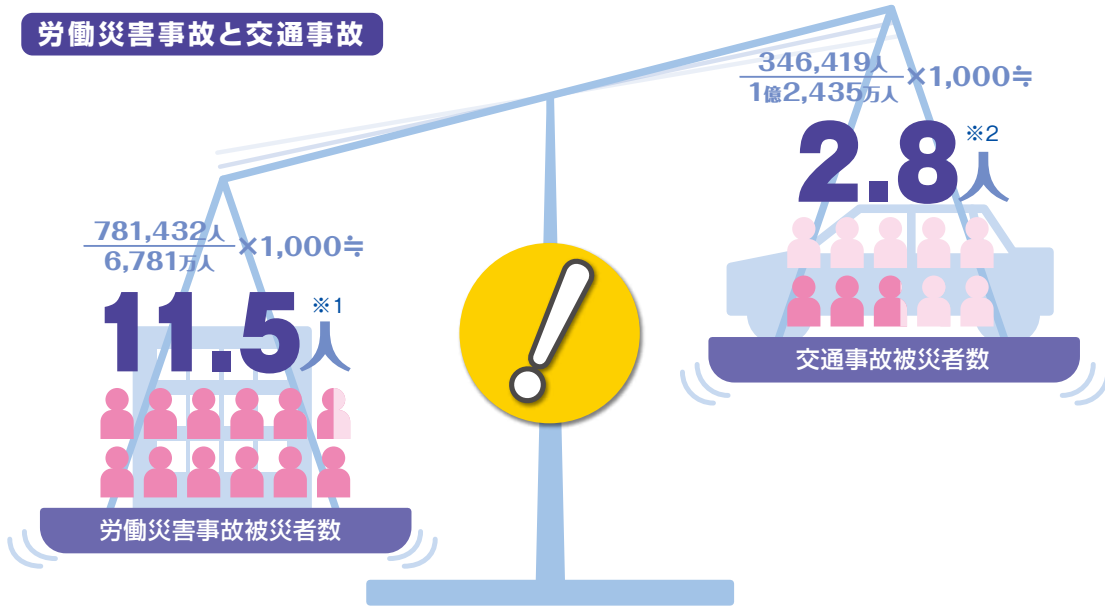
$$\frac{781,432人}{365日} \div 2,141人$$



出典:厚生労働省「令和5年度労働者災害補償保険事業年報(政府労災保険新規受給者数)」

### 2 労働災害事故の事故発生率は交通事故を上回ります。

#### 労働災害事故と交通事故

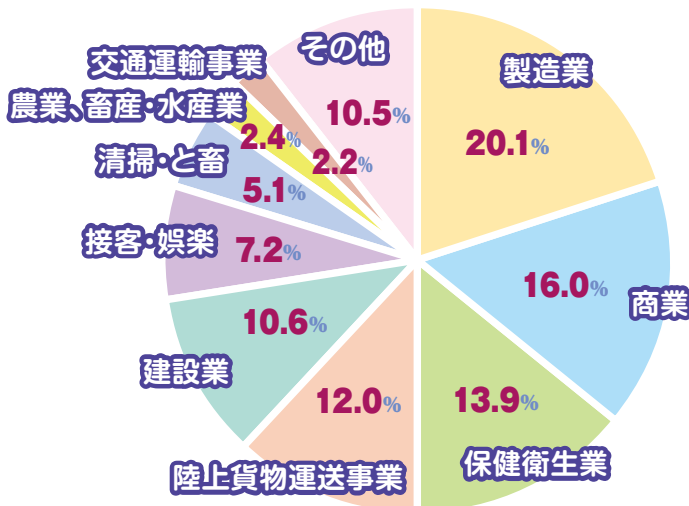


※1…出典:厚生労働省「令和5年度労働者災害補償保険事業年報(政府労災保険新規受給者数)」、総務省統計局「労働力調査(基本集計)2024年(令和6年)平均結果の要約」

※2…出典:警察庁交通局「令和6年中の交通事故死者数について」、総務省統計局「人口推計(2023年(令和5年)10月1日現在)」

### 3 労働災害事故はあらゆる業種で発生しています。

#### 業種別労働災害事故発生状況



業種	死傷者数
製造業	27,194人
商業	21,673人
保健衛生業	18,786人
陸上貨物運送事業	16,215人
建設業	14,414人
接客・娯楽	9,686人
清掃・と畜	6,850人
農業、畜産・水産業	3,269人
交通運輸事業	3,026人
その他	14,258人

出典:厚生労働省「令和5年における労働災害発生状況」-死傷災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上)-

## 4 労働災害事故の高額化に伴い、企業の責任も重くなっています。

### 労働災害事故高額判決事例

判決金額	業種	事故内容	被災者	年
1億9,491万円	飲食店	過労による脳疾患(高度障害)	店長	2010
1億6,524万円	建設	積み込み作業中に原木が落下(1級障害)	現場作業員	1994
1億2,886万円	銀行	過労自殺	銀行員	2014
1億1,111万円	食品製造	過労自殺	製造作業員	2000
1億327万円	運輸	過労自殺	従業員	2015



出典:秋永憲一著『労災事故と示談の手引き 改訂新版』(労働調査会発行)の「高額労災判例一覧」から抜粋

## 政府労災保険に加入しているから大丈夫？

## 5 政府労災保険の給付だけでは必ずしも十分とはいえません。

### 政府労災保険の給付例

男性35歳(妻・子供2人)  
・月収 30万円  
・年間賞与 150万円

このケースで死亡事故(労災保険適用)が発生した場合の政府労災保険の給付金は以下のとおりです。

初年度 …… 629.1万円  
2年目以降 … 267.6万円

政府労災保険

### 政府労災保険の給付

#### 死亡

- ・遺族(補償)給付
- ・葬祭料(葬祭給付)

#### 負傷・疾病

- ・療養(補償)給付
- ・障害(補償)給付
- ・休業(補償)給付
- ・傷病(補償)給付
- ・介護(補償)給付

### 政府労災保険の給付ではカバーされない部分(一例)

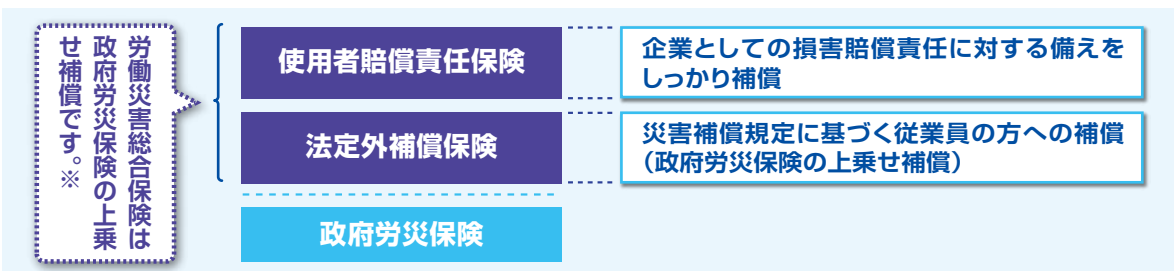
- ・休業(補償)給付の不足分
- ・被災者本人や遺族の精神的ダメージ(慰謝料)

- 労働災害事故が発生した場合、政府労災保険により被災者の死亡、負傷、疾病等に対し、保険給付されますが、被災者の全ての損害をカバーすることはできません。
- 自動車事故に備えて自動車保険(任意保険)に加入するように、労働災害事故に対しても、政府労災保険のプラス補償を検討する必要があります。



## 6 政府労災保険のプラス補償を労働災害総合保険で備えましょう。

「労働災害総合保険」は2つの補償で企業と従業員を守ります。



※政府労災保険等で給付の対象となる労働災害がお支払いの対象となります。

### 実際の共栄火災での支払例

屋根での作業中に作業員が転落して死亡、企業に「安全配慮義務違反」が問われたケース。

損害 認定額	7,880万円	使用者賠償責任保険からのお支払い	6,269万円	}	労働災害総合保険 からのお支払い
		法定外補償保険(災害補償規定に基づく)からのお支払い	1,000万円		
		政府労災保険からの給付金	611万円		

# 7 労働災害総合保険の概要

従業員を守る保険

## 1 『法定外補償保険』…従業員のための保険。福利厚生充実が図れます！

### 死亡補償保険金

従業員が死亡された場合の遺族補償としてお支払いします。



### 後遺障害補償保険金

従業員が被災の結果、後遺障害が残った場合にお支払いします。



### 休業補償保険金

従業員が被災の結果、休業することになった場合に、休業の第4日目以降の1,092日分を限度としてお支払いします。



(注) 労災認定された精神障害や脳血管疾患、心疾患も補償の対象となります。

### 主な特約

#### 災害付帯費用担保特約条項

死亡補償保険金または後遺障害補償保険金1～7級が支払われる場合に所定の金額をお支払いします。



#### 退職者加算特約条項

後遺障害補償保険金が支払われる障害を被り、その結果として障害を被った日から3年以内に退職することになった場合に保険金をお支払いします。



#### コンサルティング費用担保特約条項

労災認定された労災事故について、被災従業員の身体の障害に起因して負担したコンサルティング費用(「労働災害が発生した場合の社会保険労務士への相談・書類作成費用」や「労働災害の再発防止のためのコンサルティング費用」など)を補償します。(使用者賠償責任保険にも付帯可能です。)

- 「法定外補償保険」の保険金額は貴社の法定外補償規定(災害補償規定)等の補償額と同じ額を支払限度額とすることをおすすめします。
- 災害補償規定がない場合は、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

## 法定外補償保険のご契約タイプ例

各種企業の災害補償規定等をもとにした、ご契約内容の設定例です。貴社の補償額を決めるうえでの参考としてください。

### 定額タイプ

ご契約金額を事故時の保険金としてお支払いいたします。

	ご契約例①		ご契約例②	
	業務上・通勤災害	災害付帯費用	業務上・通勤災害	災害付帯費用
1名につき				
死亡	1,000万円	40万円	2,000万円	40万円
後遺障害	1級	1,000万円	2,000万円	5万円
	2級	1,000万円	2,000万円	
	3級	1,000万円	2,000万円	
	4級	800万円	1,600万円	
	5級	700万円	1,400万円	5万円
	6級	600万円	1,200万円	
	7級	500万円	1,000万円	
	8級	400万円	800万円	
	9級	300万円	600万円	
	10級	200万円	400万円	
	11級	100万円	200万円	
	12級	50万円	100万円	
	13級	30万円	60万円	
	14級	20万円	40万円	
休業	1日につき 2,000円		1日につき 4,000円	

### 定率タイプ

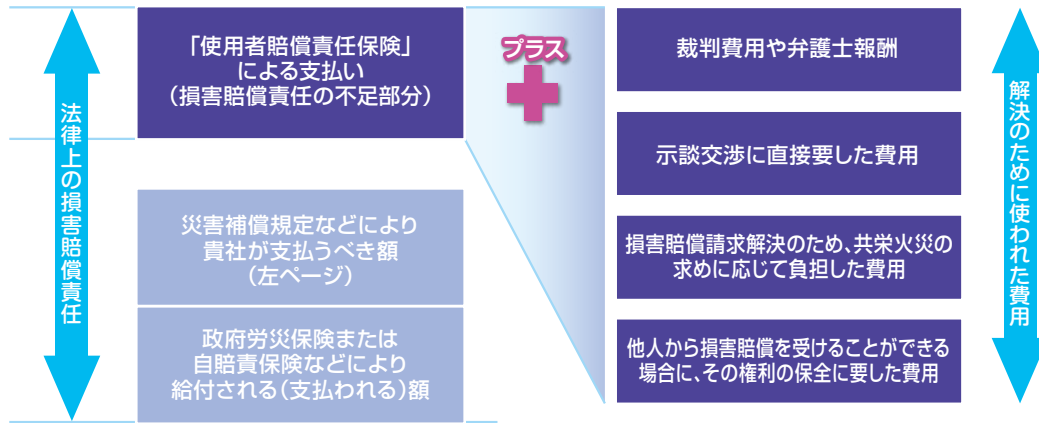
被災従業員1日あたりの平均賃金にご契約の日数(休業は割合)を乗じた額を、事故時の保険金としてお支払いいたします。

	ご契約例③		ご契約例④	
	業務上・通勤災害	災害付帯費用	業務上・通勤災害	災害付帯費用
1名につき				
死亡	1,000日分	80日分 (40万円限度)	2,000日分	80日分 (40万円限度)
後遺障害	1級	1,000日分	2,000日分	20日分 (10万円限度)
	2級	1,000日分	2,000日分	
	3級	1,000日分	2,000日分	
	4級	800日分	1,600日分	
	5級	700日分	1,400日分	10日分 (5万円限度)
	6級	600日分	1,200日分	
	7級	500日分	1,000日分	
	8級	400日分	800日分	
	9級	300日分	600日分	
	10級	200日分	400日分	
	11級	100日分	200日分	
	12級	50日分	100日分	
	13級	30日分	60日分	
	14級	20日分	40日分	
休業	20%		20%	

(注) 上記の例はすべて通勤災害担保特約および災害付帯費用担保特約が付帯されています。

2 『使用者賠償責任保険』…企業のための保険。万一の高額賠償に備えることができます！

使用者賠償責任とは、従業員が通勤中や勤務中に政府労災保険の災害補償の対象となる身体障害（労災認定された精神障害や脳血管疾患、心疾患も補償の対象となります。）を被り、貴社が法律上の損害賠償責任を負い、その損害賠償金の額が政府労災保険や貴社の災害補償規定による給付等の合計額を超える場合に保険金をお支払いします。



(注) 事前に共栄火災の承認を得ない場合、お支払いできないことがあります。

使用者賠償責任保険のご契約タイプ例

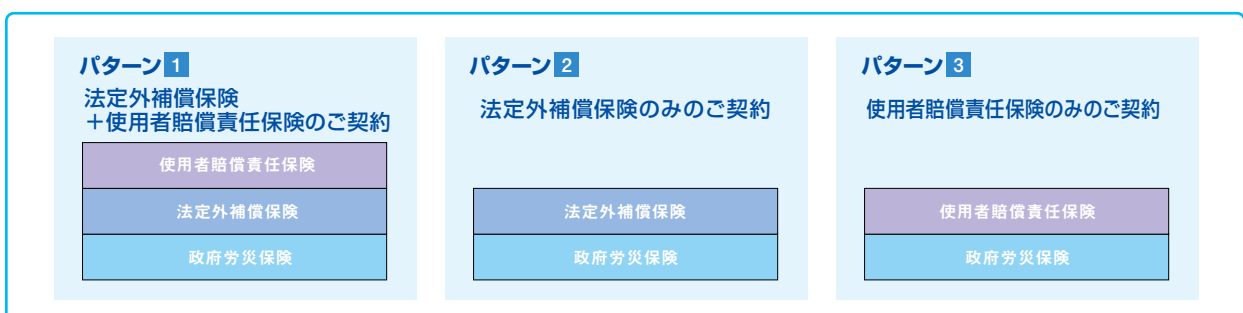
使用者賠償責任保険については、法定外補償保険とは別に「1名につき」・「1災害につき」の支払限度額をお決めください。

支払限度額	ご契約例①	ご契約例②	ご契約例③
1名につき	3,000万円	5,000万円	1億円
1災害につき	1億円	3億円	5億円

上記の例を参考に1名あたり／1災害あたりの支払限度額をお決めいただけます。取扱代理店または共栄火災までお気軽にご相談ください。

8 2つの補償の組み合わせでご契約パターンを設計できます。

法定外補償保険と使用賠償責任保険ともに加入(パターン①)どちらか一方のみ(パターン②、③)の加入、いずれのパターンでも貴社のニーズに合わせてご契約いただくことが可能です。



## 9 労働災害総合保険のお手続きはカンタンです。

- **保険加入は無記名方式で、全ての従業員が対象となります。**
  - 保険期間中に補償の対象となる従業員の人数の見込み、あるいは賃金総額の見込みでご契約いただきますので名簿の提出は不要です。
- **従業員の入れ替わり、人数の変動によるお手続きは不要です。**
  - 原則、確定保険料特約条項を付帯いたしますので、人数の変動に伴う保険料の変更は生じません。また、無記名方式なので、従業員の方の入れ替えに伴うお手続きも必要ありません。
- **医的診査・健康告知は不要です。**
- **保険料は全額経費として損金処理ができます。**
  - 個人事業主本人に対する保険料は除きます。(2025年3月現在)
  - 実際の税務処理は税理士にご相談ください。

お申込みにあたっては以下のことをお知らせください。すぐに補償のご提案と保険料をお見積りします。

### ● 保険契約者・被保険者

政府労災保険の加入者である使用者(事業主)が保険契約者となり、被保険者となるのが一般的です。

→

### ● 対象となる事業場(工場や事務所、店舗等)

この保険の保険契約は、政府労災保険の「事業場」ごとに行います。

- 同一事業場の特定部分のみを対象に契約することはできません。  
(例えば、工場の加工部分のみを対象とし、事務所部分を除外するといった契約はできません)
- 2つ以上の事業場を一括して1つの保険契約とすることもできます。  
(注)その場合は、各事業場の明細書を提出いただきます。

→ 政府労災保険等加入の事業場名

○ 2つ以上の事業場を一括加入  
各事業場は別紙明細のとおり

### ● 対象となる従業員の人数と賃金総額

この保険の対象となる従業員は、原則として、全従業員です。

- **法定外補償保険**
  - ・対象とする従業員の範囲とその人数をお知らせください。
  - ・アルバイト、パートタイマー、嘱託社員など雇用上の身分が異なる従業員をその範囲から除外することもできます。
- **使用者賠償責任保険**
  - ・全従業員の賃金総額(年間見込賃金総額)をお知らせください。

→ 従業員数 人

賃金総額 円

### ● 給付金額(保険金額)および限度額

- **法定外補償保険**
  - ・災害補償規定がある場合はその内容をお知らせください。
  - ・災害補償規定がない場合もお引受けいたします。
  - ・給付金額について3ページの補償タイプから選択することもできます。
- **使用者賠償責任保険**
  - ・1名あたり3,000万円/1災害あたり1億円というように、1名あたり/1災害あたりの支払限度額をお決めください。  
(注)4ページのタイプ例を参照ください。

→ 法定外補償保険  
○ 別紙災害補償規定のとおり タイプ

使用者賠償責任保険

1名	円
1災害	円

### ● 事業の種類(事業コード)

事業コードをお知らせください。

(注)確認のため政府労災保険の「概算・確定保険料申告書」(写)を提出してください。

→

### ● 特約について

3ページの主な特約(「災害付帯費用担保特約条項」、「退職者加算特約条項」等)を参考に付帯する特約をお決めください。

→  災害付帯費用担保特約条項  
 退職者加算特約条項  
 コンサルティング費用担保特約条項

### ● ご契約期間

1年契約になります。

→  年  月  日  
から1年間

## 10 保険料について

- 保険料は、政府労災保険の業種コードに準じて決定されます。

- 暫定保険料

ご契約の締結にあたっては「保険期間中の平均被用者数の見込数」または「保険期間中の賃金総額見込額」から算出した暫定保険料をいただきます。

(注)平均被用者数ならびに賃金総額見込額は直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(事業主控)」に記載された人数または賃金総額となります。

- 確定保険料特約

原則、確定保険料特約条項を付帯しますので、保険期間終了後の確定精算は不要です。

この特約を付帯しない場合は、保険契約締結時の暫定保険料と保険期間終了後に算出する確定保険料の差額を精算します。

(詳しくは取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。)

- 保険料の分割払制度

暫定保険料の1回のお支払い額が5万円以上の場合、分割払が可能です。この場合、保険料の割増はありません。

- 保険料の割引制度等

- 事業規模に応じて保険料が割引されます。

被用者数が100名を超える場合に保険料の割引が適用できます。(建設業を除きます。)

建設業の場合は、請負金額が5,000万円を超える場合に、保険料の割引が適用できます。

- 事業場数に応じて保険料が割引されます。

事業場数が50以上で一括してご契約いただける場合は、保険料の割引が適用できます。

- 事故の発生状況に応じて保険料が割増引されます。(割増引前の保険料が30万円以上の場合。)

新規にご契約いただく場合、政府労災保険の直近契約に▲20%以上のメリット増減率が適用されていれば、そのメリット増減率に応じた割引が適用となります。

継続契約の場合、過去1年間の損害率が良好であれば保険料の割引が適用となります。

(ただし、損害率が良好でない場合、保険料は割増となります。)

## 11 ご注意事項等

### 対象となる災害

政府労災保険では「業務上災害」と「通勤災害」とともに保険給付の対象となっています。

この保険でも「業務上災害」はもちろん、「通勤災害」についても特約を付帯することができます。「業務上災害」「通勤災害」の認定および後遺障害等級、休日日数の認定については、政府労災保険の判定にしががいます。(具体的には、所轄の労働基準監督署長の認定によることとなります。)

### 対象とならない主な災害

政府労災保険の給付の対象とならない災害のほか、次のような場合には保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者または事業場責任者の故意による身体障害
- ② 被災従業員の故意もしくは重大な過失のみによる身体障害(ただし、過労自殺は除きます。)
- ③ 地震・噴火・津波、内乱・暴動による身体障害
- ④ 職業性疾病による身体障害
- ⑤ 下請負人およびその被用者の身体障害

## 万一事故が発生したとき



万一事故が発生した場合には、すみやかに、発生の日時、場所、被災従業員の住所、氏名、被災の状況等を、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。

保険金ご請求の際には、次の書類をご用意ください。

- ①政府労災保険等の「給付請求書」(写)および「支給決定通知書」(写)
- ②被災従業員が記載されている賃金台帳(写)
- ③従業員の死亡にともなう保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書
- ④従業員の後遺障害にともなう保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書
- ⑤従業員の休業にともなう保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書(賃金不払を証するもの)
- ⑥法定外補償規定を定めているときは、その法定外補償規定(写)
- ⑦保険証券
- ⑧保険金請求書(共栄火災所定の用紙があります)
- ⑨その他特に共栄火災より願う書類

(注)死亡補償、後遺障害補償、休業補償の各保険金については、原則として保険金を受領した日からその日を含めて30日以内に被災従業員またはその遺族の補償金受領書を共栄火災にご提出いただけます。



使用者賠償責任保険のご契約で、事故の解決にあたり、被災従業員またはその遺族と示談をされる場合は事前にご連絡ください。事前にご連絡がないと保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。
- 代理店は保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、代理店と締結して有効に成立した契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。
- ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 保険契約の締結後に、保険契約申込書の記載内容に変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災営業店にご通知ください。
- 使用者賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- ご契約の際は必ず重要事項説明書をご覧ください。

## 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

## もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料  
無料

## 共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先